平成30年度 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

納税・納入通知書等を 7月13日(金)に郵送します

国民健康保険税

国民健康保険(以下「国保」)制度は、 加入する皆さんが負担し合う国保税と国 や都などの補助金を財源に、医療費の一 部を負担する助け合いの制度であり、将 来にわたり安定的に運営していく必要が あります。

また、国保加入者(被保険者)のうち、 介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳 未満)に該当する方は、医療保険分、後 期高齢者支援金等分に加え介護保険分を 合わせて、国保税として納めていただい ています。

国保制度を円滑に運営できるよう、各 納期限内納付にご理解・ご協力をお願い します。

軽減措置があります

【低所得世帯に対する軽減措置】

前年中の所得が一定額以下の世帯に対 して、均等割を減額(7割、5割または 2割) する軽減措置があります。

なお、この措置は、世帯主と国保加入 者全員の市民税・都民税の申告、所得税 の確定申告等が済んでいないと受けるこ とができません。

【非自発的失業者に係る軽減】

解雇・倒産などの理由による非自発的 失業者の方(雇用保険受給資格者証の理 由欄の記載が「11、12、21、22、23、31、32、 33、34」に該当し、離職年月日に65歳未満 であった方)の国保税が軽減されます。

■軽減内容離職日の翌日(国保加入日) の属する月から、その月の属する年度の 翌年度末までの間、前年の給与所得を 100分の30として、国保税を算定します。 ■申請方法雇用保険受給資格者証を持参

のうえ、申請書(保険年金課で配布)を提

出してください。郵送での申請をご希望

9

牟

6月および申請月

間7月

半成31(2

必要書類▽年

金

→帳▽失業 力まで

か月前の

の分

の方は、係までお問い合わせください。 口座振替納付をお勧めします

納付に当たっては、便利で確実な□座 振替をご利用ください。忙しくて納めに 行く時間がない方にもお勧めです。申し 込みは、□座のある金融機関等に預・貯 金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ 手続きをしてください。

【保険年金課窓口での受け付け】

保険年金課窓口でもキャッシュカード で口座振替の申し込みができます。申込 書類の記入のほか、キャッシュカードの 暗証番号の入力等を行うため、本人の来 庁が必要です。取扱金融機関、キャッシ ュカードの種類(IC専用カード等)に よっては受け付けできない場合がありま すので、事前にお問い合わせいただくか、 市ホームページをご覧ください。

減額免除・分割納付

思わぬ事故や災害、病気、失業などや むを得ない事情により納期限内に納めら れないときは、お早めにご相談くださ い。申請により国保税の減額免除や分割 納付が認められる場合があります。

【減額免除】

納期限前の国保税が対象となります (原則として納期限までに申請が必要で す)。申請には、り災証明書、公共料金等 の領収書、収入・支出が記載されている 金融機関等の通帳等が必要です。

【分割納付】

減額免除が認められない場合でも分割 納付等があります。

問税額の内容について=保険年金課国民 健康保険係(市役所第二庁舎2階☎042 -387-9832) 、納付について=納税課 納税係(同3階☎042-387-9823)

介護保険料(65歳以上の方)

今年は3年に1回の保険料見 直しの年に当たります。

今年度の介護保険料の基準額 (第5段階)は、月額5,400円(年 額64,800円)です。所得段階等 で保険料が異なりますので、送 付された納入通知書でご確認く ださい。

シルバーパスの所得確認書類に

70歳以上の方は、介護保険料 納入通知書をシルバーパスの新 規発行や一斉更新(9月実施)の 際に、所得確認書類として使用 できます。再発行はできません ので、大切に保管してください。

納付が困難な方は減免等の申請を

災害による住宅や財産の著し い損失、または、所属する世帯 の生計の中心になる方の死亡や 重大な障がい、長期入院、事業 の休廃止等で収入が著しく減少 したときは、第1号被保険者の 方の申請により、介護保険料の 減額・免除または徴収猶予をす

ることができる場合があります ので、お早めにご相談ください。

また、生計の困難な方も、次 のいずれかの条件で減額(2分 の1)の対象となります。(納 期限までに申請が必要です)

▷①~③をすべて満たす場合 ①第1号被保険者と生計を一に する方の実収入総額(月額)が、 生活保護法に定められた生活扶 助基準額(月額)に満たないこと ②第1号被保険者の属する世帯 の主たる生計維持者の所得税・ 市町村民税や医療保険の被扶養 者になっていないこと

③第1号被保険者の属する世帯 の預貯金額の総額が、生活扶助 基準額の12か月以下であること ▷その方の属する世帯が、著し い生活困窮にあると認められる 場合

問介護福祉課介護保険係・保険 料担当(市役所第二庁舎2階☎ 042 - 387 - 9921

後期高齢者医療保険料

保険料の納め方によって、通 知書が異なります。

特別徴収(年金天引き)の方

平成30年度後期高齢者医療保 険料賦課決定通知書(ピンク色 の封筒)を送付します。

今回決定した保険料は10月の 年金から天引きされます。

4、6、8月の年金天引額は 平成28年中の所得を基にした仮 徴収額ですが、10月からの天引 額は平成29年中の所得を基に改 めて計算した確定額です。天引 きされる額が変更になる場合が ありますので、ご確認ください。

普通徴収(納付書)の方

平成30年度後期高齢者医療保 険料納入通知書(黄緑色の封 筒)を送付します。

とにより保険料免除・納付猶

(学生を

が困難な方が、

申請するこ

経済的な理由で保険料の納

請をフ月から 険料免除

受け付け〉

年度国民

納

付猶予 年金

□座振替を希望する方は、同 封の後期高齢者医療保険料口座 振替依頼書に必要事項を明記の うえ、ご利用の金融機関へお申 し込みください。

来年度以降も口座振替の継続 を希望する方は、申し出が必要 となりますので、口座振替依頼 書の控えを保険年金課へご持参 ください。すでに申出書を提出 している方は不要です。

普通徴収(口座振替)の方

平成30年度後期高齢者医療保 険料賦課決定通知書(ピンク色 の封筒)を送付します。

間保険年金課高齢者医療係(市 役所第二庁舎2階☎042-387-9834)

らせ

業等を事由とする特 雇用保険受給資 には納付猶予が こによる場合は、 承認され(失 全額免除ま で例承認を

帯主の所得にかかれ

配偶者それぞれの前年所

請が承認されれば、

保険料納

定基準以下

の場合、申

が猶予される制度

皮です。

【納付猶予制度】 わらず、本

を納めることができます。

給を受けている方は加入でき

船資格期間に算入されます。 なお、 老齢基礎年金受給額に反映 と免除が無効となり、将来 残りの保険 部免 除 料を納付しな ご注意くだ しなった方

が免除される制度です。 免除が承認された期間は受 民年金に任意加入して保険料 歳到達の前月までの期間、国 は、申し出のあった月から65 金受給額が満額とならない方 未加入期間があり老齢基礎年

たしていない方、未納期間・ 金を受給できる加入期間を満 60歳の時点で、老齢基礎年

け取ることができます。万 がありますのでご注意くださ 年金を受給できなくなる場合 と65歳から老齢基礎年金を受 、10年に満たないと、将来、

中の所得が

一定基準以下の

帯主の前

険料の全額または一部の納

申請が承認さ

これれば、

ならない制度です。 間等を含む)保険料を納める すべての方が加入しなくては 所がある22歳以上60歳未満の 原則10年以上(免除承認期 国民年金は、日本国内に住

(国民年金は60歳以降でも 加入できます〉

問立川年金事務所(☎~23 申請の必要はありません 請された方は、平成30年度の 除く)、翌年度以降も継続申

役所第二庁舎2階☎級−387−

となります。加入希望の方 越しください。 は、国民年金係の窓口までお 任意加入することができます。 できる加入期間を満たすまで 前月までの間で、年金を受給 前生まれの方は、70歳到達の <mark>過</mark>保険年金課国民年金係(市 納付方法は、原則口座振替 また、昭和40年4月1日以

(老齢基礎年金の繰り上げ支 掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。